

助成金による実施事業の活動例

■活動のひろがり■

豊橋手話通訳学習者の会

災害時における聴覚障害者の防災対策の充実を目的に、「薬に関する絵カード」と「防災ピクトグラム」の制作・普及を行いました。

「薬に関する絵カード」では健康状態や怪我の状態、薬に関する情報などのコミュニケーションをとる際に、より正確な対応を取ることが期待できます。また「防災」では避難が必要となる災害発生時に、音声情報を補助するものとして活用することで、正確でわかりやすい避難情報が通じるようになることが期待できます。



■イベント開催■

福祉レクリエーションつくし

10・15・20周年では記念イベントを開催し皆さんと楽しく1日過ごしましたが、25周年の今回は新型コロナウイルスの流行によりイベント開催が困難なため、記念品(卓上カレンダー)を作成し日頃お世話になった皆様へ感謝の意を込めてお渡ししました。



■備品購入■

音訳奉仕グループ「ペンライト」

助成金でデジタルオーディオプレーヤーと外付ハードディスクを購入しました。デジタルオーディオプレーヤーは校正や講座時のデータの持ち運びに大いに役立ち、外付ハードディスクは不足台数が補充できたことで、トラブルの際に他のデータを巻き込むことが無くなりました。

以上の結果、膨大な量のCD編集作業が大変スムーズに行えるようになりました。



豊橋市社会福祉協議会 ボランティア活動助成金

みなさんの ボランティア活動を 応援します！

この助成金は、豊橋市におけるボランティア活動推進のため、ボランティア活動を行っている団体(グループ)に助成金を交付し、より発展的な活動を行っていただくことを目的としています。

■助成金の種類■

一般活動助成：申請する内容にかかる経費の5分の4以内で、原則として1団体5万円を限度額として助成

特別活動助成：高額な経費を必要とする事業について、総経費の5分の4以内で、1団体10万円を上限として助成

小規模活動助成：比較的小規模の活動を対象に、1団体3万円を上限額として助成し、団体負担は不要

詳細は…

ボランティア活動助成事業のご案内

- 申請資格 -

豊橋市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録、またはとよはしボランティアネットワークに参加している団体（グループ）で、以下の条件を満たすものとします。

- ①自主的かつ継続的な活動計画に基づき積極的に活動している。
- ②豊橋市内で活動をしている。
- ③会則、事業計画、事業報告、収支予算書、収支決算書が作成されている。
- ④主な活動内容が有償の活動ではない（実費徴収は無償とを考えます）。

- 助成内容 -

原則として令和5年3月31日までに団体（グループ）の活動に必要な経費を対象としますが、申請期間第4期の申請に限り、翌年度の6月までを実施期限とします。

【申請内容の例】

- ・参考図書やビデオの購入など、新たな活動展開に取り組むための資料の購入
- ・設立10周年記念誌などの作成や記念行事の開催
- ・イベントや会員の資質向上のための勉強会の開催
- ・高価でなかなかグループの費用では購入できない備品の購入 等

【過去の助成例】

申請区分	内 容	件 数	助 成 総 額
活動のひろがり	研修開催・参考資料・材料購入等	37件	2,252,695円
イベント開催	交流行事の開催・記念誌の発行	36件	2,369,000円
備 品 購 入	活動用備品購入	65件	2,994,975円
合 計		138件	7,616,670円

注意事項

※1 ユニフォーム作成の場合、『赤い羽根ロゴマーク』のプリント、貸出規定の提出等が必要となりますので、事前にご相談ください。

※2 以下のものは助成の対象になりません。

- ・行政または企業等からの補助や委託で行われる事業
- ・他団体等への会費や負担金、寄付金等 ・慶弔費 ・個人の所有になるもの

- 助成金額 -

①一般活動助成

助成率は申請する内容にかかる総経費の5分の4以内とし、原則として1団体（グループ）5万円を限度額とします。

②特別活動助成

高額な経費を必要とする事業について、特別枠として総経費の5分の4以内の助成率で1団体（グループ）10万円を上限とした助成をすることがあります。

③小規模活動助成

比較的小規模の事業を対象に、1団体（グループ）3万円を上限額として、団体負担を必要としません。

※①・②については、申請時の見積額より実際の購入額が下回った際、助成率は実際の購入額の5分の4以内となり、一部助成金の返還を求める場合があります。

- 申請方法 -

下記申請期間中に、豊橋市社会福祉協議会へ助成金交付申請書（様式1）に関係書類を添えてご提出ください。

- ①ボランティア活動助成金交付申請書（様式1）。
- ②申請事業に関する資料（チラシ、パンフレット等）。
- ③物品購入、修繕の場合は業者の見積書。
- ④会則、前年度の事業報告書および収支報告書、本年度の事業計画書、および収支予算書 ※これらに準ずるものでも構いません。
- ⑤広報誌や会報、新聞記事等、団体の活動に関する資料がありましたら添付してください。

- 申請期間 -

◆第1期募集：令和4年 5 月 1 日（日）～ 5 月 31 日（火）

◆第2期募集：令和4年 9 月 1 日（木）～ 9 月 30 日（金）

◆第3期募集：令和4年11月 1 日（火）～11月30日（水）

※小規模事業助成枠のみ

◆第4期募集：令和5年 2 月 1 日（水）～ 2 月 28 日（火）

※ご都合の良い期日を選択してください。

※同一年度内に二度助成を受けることはできません。また、第4期の申請で助成を受けた場合、翌年度の申請はできませんので、ご注意ください。

- 審 査 -

申請された内容を助成金交付審査会において審査し、申請した翌月中に助成の可否、助成額、助成条件等を郵送でお知らせいたします。助成金の交付は結果をお知らせした2週間後程度になる予定です。

- そ の 他 -

- ①既に終了した事業は対象外となります。
- ②原則として令和5年3月31日までに団体（グループ）の活動に必要な経費を対象としますが、申請期間第4期の申請に限り、翌年度の6月までを実施期限とします。
- ③助成の交付を受けた団体（グループ）には、事業完了後1ヶ月以内に助成金使途報告書を提出いただきます。
- ④不明な点や不安な点はお説明しますので、お気軽に豊橋市社会福祉協議会にご相談ください。

応援があるから、がんばれる。

※この助成事業は、赤い羽根共同募金
配分金で実施しています。



社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会ボランティアセンター

〒440-0055 豊橋市前畑町115番地 TEL: 0532-52-1111 FAX: 0532-52-1112
E-Mail: info@toyohashi-shakyo.or.jp URL: http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/